



2022年12月 6 日

各 位

会社名 アイペットホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役CEO 安田 敦子
(コード番号：7339 東証グロース)
問合せ先 取締役CFO 工藤 雄太
(Mail：ir@ipet-hd.com)

(変更)「第一生命ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ

当社が2022年11月7日に公表しました「第一生命ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の添付資料「アイペットホールディングス株式会社株券等(証券コード：7339)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、本日、第一生命ホールディングス株式会社より「(変更)公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「アイペットホールディングス株式会社株券等(証券コード：7339)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」が公表されましたので、お知らせいたします。

以 上

(参考)本日付「(変更)公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「アイペットホールディングス株式会社株券等(証券コード：7339)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」(別添)



2022年12月6日

各 位

会 社 名 第一生命ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 稲垣 精二
(コード番号：8750 東証プライム)
問合せ先 経営企画ユニット IRグループ
(TEL 050-3780-6930)

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「アイペットホールディングス株式会社株券等（証券コード：7339）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

第一生命ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、アイペットホールディングス株式会社（証券コード：7339、株式会社東京証券取引所グロース市場上場、以下「対象者」といいます。）の株券等を対象とする金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）につきまして、公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が2022年12月5日に終了したことに伴い、2022年11月8日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2022年12月6日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2022年11月7日付「アイペットホールディングス株式会社株券等（証券コード：7339）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり一部変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、本変更は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。変更箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(変更前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>250</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>0.23%</u>)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	109,903 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	108,581 個	

<中略>

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、

特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者が所有する株券等についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を 0 個と記載しております。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者が所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正の内容を開示する予定です。

<後略>

(変更後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	217 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.20%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	109,903 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	108,581 個	

<中略>

(注 2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者が所有する株券等についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を 0 個と記載しております。

<後略>

以 上